

2. 各文献センターにより多少の差異はあるが、当初の期待ほど学外者の利用が充分でなく、また文献複写等のサービスも充分に行なわれていない状況にある。その最大の原因は広く研究者の利用に足る人員の不足にあると思われる。現在各文献センターとも7名の定員が附与されているが、欠員不補充の原則により、現状はそれを下まわる現員を持つのみである。これらのサービスを行なっていくためには最少限度10名は必要であると思われる。
- 3 さらに、単に人数の増加にとどまらず、各文献センターがその機能を發揮しうするためには、名実とも専門研究者が配置される必要がある。

7-47

庶発第492号 昭和48年5月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

写送付先：人事院総裁、総理府総務長官、国家公安委員会委員長、行政管理庁長官、北海道開発庁長官、防衛庁長官、経済企画庁長官、科学技術庁長官、法務、大蔵、文部、厚生、農林、通商産業、運輸、郵政、労働、建設および自治各大臣

国立大学および国立研究機関の定員を削減しないことについて（要望）

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり要望します。

記

先般、政府は国家公務員の定員を、昭和48年度から8年間で5%削減するという国家公務員の計画的削減構想を明らかにしました。

元来、国立大学および国立研究機関は、教育並びに学術研究において極めて重要な役割を果たしているにもかかわらず、その要員は現在むしろ不足している実情にありますので、この上更に削減が行なわれることは、わが国の教育・研究上憂慮に堪えません。

よって、政府は国立大学および国立研究機関の定員を削減しないよう強く要望します。

7-48

庶発第498号 昭和48年5月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

写送付先：科学技術庁長官、大蔵、文部、通商産業、運輸、郵政、および、建設各大臣

宇宙基本法の制定について（申入れ）

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

政府は、今国会において宇宙開発委員会設置法を成立せしめ、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとしているが、人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットならびにこれに附随す

る技術開発のもつ潜在的可能性の大きいことにかんがみ、宇宙研究、開発、利用が厳に平和目的にのみ限定されることを明確にし、これを保障するため、その研究開発利用が民主的運営の下に、自主的に行なわれ、その計画と成果が公開されることが必要である。

このため、政府はすみやかに上記の精神を盛った宇宙基本法を制定すべきである。

7-49

庶発第495号 昭和43年5月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

写送付先：総理府総務長官、科学技術庁
長官、大蔵、文部、厚生、農林および自
治各大臣

原爆被災資料の散逸防止と収集保存について（申入れ）

標記のことについて、本会議第50回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

1945年8月、広島、長崎に投下された原爆による被害、1954年8月ビキニ環礁の水爆実験による日本漁民の被害等は、われわれ日本人に深い傷痕を与えている。

不幸にして、戦後の混乱の中でそれに関連する貴重な学問的資料が多数失われただけでなく、その後それら資料の散逸を防止し、それを収集し正しく保存するに足る充分な措置が取られていなかったために、再び得がたい資料が刻々に失われつつあるのは、まことに遺憾である。

先に、原爆フィルムがアメリカ側から返還されたことは喜ばしいことであるが、必ずしもその保存、利用について方針等が確立しているとは考えられない。一方広島市、長崎市その他の公官庁の公文書、被爆者の疫学的資料などをはじめ原爆災害に関する諸資料について、今にしてその散逸の防止と保存、収集、利用についての抜本的な措置が講じられないならば、将来に大きな悔を残すであろう。

われわれは、政府が、この事柄の緊急性と重要性を認識し、上記資料の収集保存について、早急確な措置をとられることをここに強く要望する。

なお、原爆被災者の総数の推計等については、現在の資料の保存とも関連し、更に広い調査を行なうことも必要であり、例えば1970年の国勢調査などを利用することも考えられ、それらについても留意されることを要望する。

（説明）

申入れ本文において、趣旨は明確であり、補足説明の必要はないと思うが、この件については、例えば、資料センターの設立その他種々具体的な要請がある。

われわれは、それらの具体的な要請に基づいて検討し、次期総会までに成案を得たいと考えている。緊急にこの申入れを行なった理由の一つは、昭和45年度に実施される国勢調査に何らかの附帯調査項目を加えることも望まれるので、それに時期を合わせた点の一つである。

第2には、現時点においても、極めて散逸の危険性の大きい資料が下記の如く種々あるので、一日も早くこのような申入れを行なうことを必要としたのである。